

# 雇用保険労災指導協会だより

平成二十三年  
夏季号

## 労働保険事務組合 雇用保険労災指導協会

本 部 千104-0045 東京都中央区築地 7-12-2  
事務局 千101-0021 東京都千代田区外神田 6-8-2  
TEL03(5816)5463(代) FAX03(3836)2391  
E-mail:koyo-rosai@nsr-office.com

## 業務案内

労働保険（雇用保険・労災保険）  
の諸業務、給付請求、労働保険料  
徴収納付、その他の事務指導



## 平成23年度1期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます



## 東日本大震災に伴う雇用保険失業給付の特例措置について

平成23年3月11日の震災により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞申し上げます。  
職員一同、1日も早く復旧されますよう、お祈り申し上げます。  
震災に伴う特例措置が発表されました。この特例の期限は平成24年3月10日までとなります。

### ■災害時における雇用保険の特例措置について

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止した為に、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、**実際に離職していなくても、失業給付を受給できます。**
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止した為に、一時的に離職を余儀なくされた方については、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。**

#### ※①②共に

- 災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり休業した場合、または一時的な離職をした場合
- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たしている

この2点の条件を満たしている方が対象となります。

### ■ハローワークへ来所できない失業者の「失業の認定日」の取扱いについて

失業給付を受給している方が災害の為、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、電話等でハローワークまで連絡をすれば失業の認定日を変更することができます。

### ■居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難等により居住地を管轄とするハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

## 法改正 高年齢者の継続雇用制度について

● 対策1 … 以下3点のうち、いずれかを実施する。

- ① 定年の定めを廃止する。
- ② 65歳まで（H25年3月31日までは64歳まで）定年を引き上げる。
- ③ 定年後希望者全員を65歳まで（H25年3月31日までは64歳まで）継続雇用する。

● 対策2

労使協定によって定められた基準を満たす者だけを65歳まで（H25年3月31日までは64歳）継続雇用する。

#### 【ここが改正点】

平成23年4月1日からは、労使協定を結ぶことが必要となり、それに伴い就業規則の一部変更が必要となります

\* 高年齢者の安定した雇用の確保を図るため、対策1か対策2の措置を講じなければいけません。  
対策を講じない場合、平成23年4月1日以降は「高年齢者雇用安定法」違反となってしまいます。

就業規則の見直しや労使協定書の作成は、当会の社会保険労務士までお問合せください。